

○申請にあたっての留意事項

関市インターンシップ交通費等補助金交付申請書（別記様式第1号）に以下の書類を添付して提出ください。

【申請書】 「みんなサポ」ホームページ→[インターンシップ]→
[関市インターンシップ交通費等補助金]→申請書等ダウンロード

- (1) 実施報告書（別記様式第2号）
- (2) 受領確認書兼同意書（別記様式第3号）
- (3) **学生が支払った交通費**、昼食代若しくは保険料又は宿泊費の領収書の写し、その他支払内容の確認できる書類**(会社の送迎分は含みません)**
- (4) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

●その他、次に掲げる事項についてご留意ください。

ア 交通費について

★移動方法及び経路は、経済的かつ合理的であると認められるものに限りま

- ・居住地からインターンシップを行う事業所等を往復した際の領収書(複写)を提出してください。
- ・やむを得ず領収書の取得ができなかった場合は、行程表など学生への助成額に対する根拠書類(インターネットなどで料金がわかるもの印刷)を必ず提出してください。
- ・学生が自家用車を使用した場合で、受入事業者が当該自家用車の燃料費相当額の助成をする場合は、**距離(※算出方法別紙)×20円**を算出根拠としてください。
また、行程表を添付してください。

イ 昼食代について

- ・昼食代は、原則学生が実際に支払った額（実費分）とします。
- ・受入事業者が弁当・社食等を用意し、当該費用を補助対象としようとする場合、当該費用の分かる領収書や規則の写し等を提出してください。

ウ 保険料について

- ・大学、短大、専門学校等で既に加入している保険（学生教育研究災害傷害保険等）は対象となりません。

エ 宿泊費について

- ・学生への助成額に対する根拠資料として、必ず領収書の写しを添付してください。

オ その他

- ・申請書類は、インターンシップが終了した日から起算して30日を経過する日又はインターンシップが経過した日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までにご提出ください。